

平成29年4月から

津山市の「介護予防・

日常生活支援総合事業」が始まります

図高齢介護課(市役所1階11番窓口) ☎32-2070

すべての人が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、介護が必要な人を地域全体で支える環境をつくり、また、自身も要介護状態にならないよう、健康づくりや介護予防に取り組むことが大切です。そのための仕組みづくりとして、介護保険制度で「**介護予防・日常生活支援総合事業**」(以下、**総合事業**という)が始まり、市では、介護サービスが必要な人への支援の充実を目指して、平成29年4月から総合事業に取り組みます。



総合事業が始まって何がかわるのですか？

総合事業開始で主に次の点が変わります

変更点1 要支援1・2の認定を受けている人への介護予防訪問介護(ヘルパー)と介護予防通所介護(デイサービス)が、総合事業では「訪問型サービス」と「通所型サービス」へと名称変更し、**専門職による生活機能改善やボランティアによる援助が受けられるようになります**

変更点2 要支援認定を受けていない65歳以上の人も、**基本チェックリスト(※)**による確認を行うことで、介護サービスの利用が必要と判定された場合は、介護予防・生活支援サービスを利用することができるようになります



1. 総合事業のサービスとは

次の2つの事業によりサービスを提供します。

- ①**介護予防・生活支援サービス** 訪問型サービスと通所型サービス
- ②**一般介護予防事業** 筋力向上、閉じこもり予防、認知症予防などを目的とした「めざせ元気!! こけないからだ講座」が利用可能

①介護予防・生活支援サービス



対象 要支援1・2の認定を受けている人、または基本チェックリスト(※P12参照)でサービスが必要と判断された人

種類	内容	
訪問型サービス	現行型訪問サービス	従来どおり訪問介護員による身体介護、生活援助サービス
	短期集中型訪問サービス	作業療法士や管理栄養士などによる訪問指導
	住民参加型訪問サービス	津山市生活支援サポーターによる簡易な家事援助サービス
通所型サービス	現行型通所サービス	従来どおり日常生活上の支援や機能訓練を行うデイサービス
	基準緩和型通所サービス	市独自のサービス基準による日常生活上の支援や趣味活動などを行うデイサービス
	短期集中型通所サービス	短期間での運動機能の向上を目的としたデイサービス

②一般介護予防事業



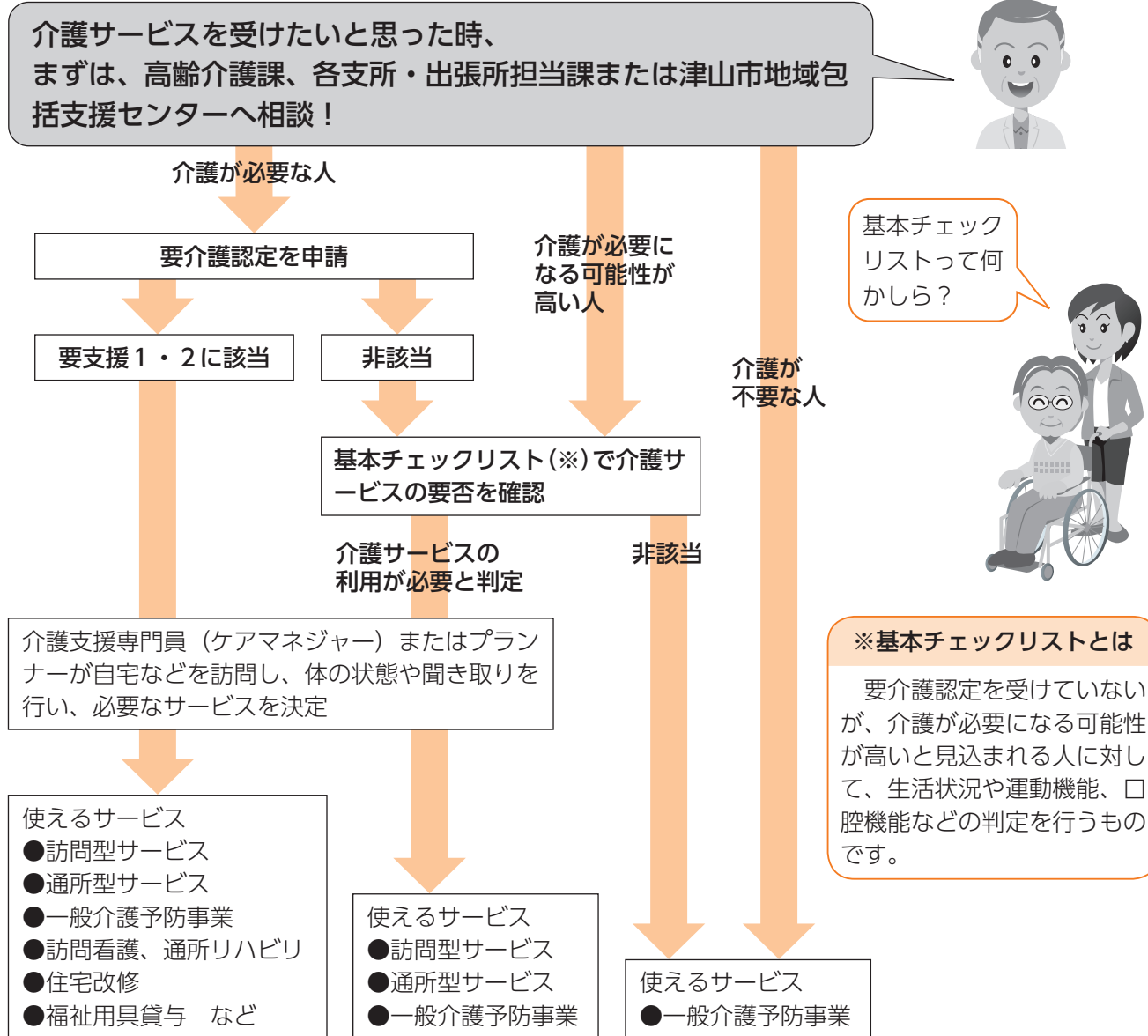
対象 65歳以上の市民

種類	内容
めざせ元気!! こけないからだ講座	町内会を単位とし、筋力向上などを目的とした介護予防講座



2. 介護サービス利用の流れ

各種サービスは次の流れで利用できます。



総合事業の説明会を開催します

日時	場所	
2月20日(月)	午前10時~11時30分	久米公民館(中北下)
	午後2時~3時30分	津山東公民館(川崎)
2月21日(火)	午後2時~3時30分	勝北公民館(新野東)
	午前10時~11時30分	阿波公民館(阿波)
2月23日(木)	午後2時~3時30分	加茂町公民館(加茂町塔中)
	午前10時~11時30分	津山市総合福祉会館
午後1時30分~3時		

※各会場で席に限りがあります。ご了承ください

お気軽にご参加ください

